

○厚生労働省令第三十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条第三項、第二十一条、第二十三条第一項並びに第三十条の四第二項第四号の規定に基づき、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

医療法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第十一号中「第四号に」を「第五号に」に改める。

第三十条の二十八中「及び糖尿病」を「、糖尿病及び精神疾患」に改める。

附則第五十一条中「精神病床」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十
三号）附則第一百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を、「行おうとして
、」の下に「平成二十四年三月三十一日までの間に」を、「その旨を」の下に「開設地の」を加え、「
平成二十四年三月三十一日」を「（平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第五十二条第一項中「行おうとして、」の下に「平成二十四年三月三十一日までの間に」を、「その旨を」の下に「開設地の」を加え、「（平成二十四年三月三十一日）」を「（平成三十年三月三十一日）」に改め、同条第二項中「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条第五項中「置くべき」を「適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき」に、「標準」を「基準」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第十九条第一項第四号」を「第十九条第二項第二号」に改め、同条第六項中「置くべき」を「適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき」に、「標準」を「基準」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第十九条第一項第五号」を「第十九条第二項第三号」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第五十三条 療養病床を有する病院であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十三号。次条及び第五十五条において「平成二十四年改正省令」という。）の施行の際に現に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第二号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（前条第一項及び第三項に規定する病院であるものを除く。以下この条、次条及び附則第五十五条において「特定介護療養

型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）が第十九条第二項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院（以下この条において「特定病院」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第十九条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すことに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔^{くう}外科

においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一

第五十四条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第二十一条の二第二項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事（その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。次条において同じ。）に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二十二条の二第二項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一
- 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一

第五十五条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が平成十三年改正省令附則第二十三条第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一（そのうちの一については、看護師又は准看護師）とする。

第一条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「療養病床に係る病院」を「療養病床に係る病室」に改める。

附則第六条中「準看護師」を「准看護師」に改める。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。